

[事案 2020-205] 責任準備金額確認等請求

・令和3年6月15日 裁定終了

<事案の概要>

設計書に記載された年金基金充当金額が、保険料払込満了時の責任準備金額であることの確認等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和63年5月に契約した終身保険について、契約に際し、募集人から説明された設計書に記載されている、50歳から80歳まで年金を受け取った場合の年金基金充当額が、主契約の保険料払込満了時(令和2年4月・申立人50歳)の責任準備金額であることを確認してほしい。また、主契約の保険料払込期間満了に際し、医療関連特約を80歳まで継続するために支払った30年間分の前納保険料の金額が誤っているので、過剰に支払った分を返金してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)年金基金は、約款等に記述されているとおり、責任準備金だけではなく、会社業績により変動する配当金等を含むことから、設計書に記載された年金基金充当額を責任準備金と考えることはできず、年金原資として同水準が保証されるものでもない。
- (2)申立人が30年間分の特約前納保険料額として支払った金額は正当な金額である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および申立人の配偶者、ならびに保険会社の担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。